

## 養豚問題懇談会要領

### 1 趣旨

我が国養豚の安定的発展のためには、国、地方公共団体、関係団体、生産者、流通・消費等の関係者が一体となった取組を行っていくことが必要である。

このため、農林水産省生産局畜産部長の諮問機関として、養豚問題懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、今後の養豚のあるべき姿について検討するとともに、具体的な取組内容を示した行動計画（工程表）を策定すること等により、我が国養豚産業の安定的な発展に向け、計画的な取組を推進することとする。

### 2 検討内容

- (1) 今後の養豚のあるべき姿についての検討と報告書のとりまとめ
- (2) 報告書に基づく行動計画の策定
- (3) 行動計画に基づいた取組状況等についての検証
- (4) その他我が国養豚産業の安定的な発展のために必要な事項

### 3 懇談会の構成等

- (1) 懇談会の委員は15名以内とする。
- (2) 委員の任期は3年以内とする。ただし、再選を妨げない。
- (3) 懇談会には、座長を置く。座長は、委員の互選により選任する。

### 4 運営等

- (1) 座長は、必要に応じて、参考人を招致し、意見の聴取を行うことができる。
- (2) 懇談会は公開とする。
- (3) 会議の資料及び議事録は、会議終了後、ホームページにより公表する。
- (4) (2) 及び (3) にかかわらず、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合等懇談会が必要と判断したときは、会議の一部又は全部を非公開とし、会議資料及び議事録の一部又は全部を非公表とすることができる。
- (5) 懇談会に関する庶務は、農林水産省生産局畜産部畜産振興課において行う。
- (6) この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。